

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	人権同和教育事業	会計名称	一般会計		担当課	社会教育課		
		予算科目	10 款 5 項 4 目	事業番号	4830	所属長名	山岡慎司	
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	堀内和美		
法令根拠等	伊予市人権を尊重する社会づくり条例				実施期間	【開始】	平成 17 年度	
総合計画での位置付け	生涯教育都市の創造					【終了】	平成	年度(予定)
	誰もが平等な社会づくり							■ 設定なし
総合計画における本事業の役割	人権・同和教育研修会や人権啓発活動などを積極的に行うことで、市民の人権意識の高揚を図り、人権を尊重する、誰もが平等な社会づくりを目指す。							
事業の対象	市民 伊予市職員 教職員			事業の目的	市民一人ひとりが人権感覚を高め、人権が尊重される地域社会となるよう、人権・同和教育を推進するとともに、啓発活動を展開する。			
事業の内容 (整備内容)	各種研修会の開催・参加、オピニオンリーダー養成講座 「伊予市じんけん教育」を年3回発行 人権啓発作品募集 社会教育集会所屋上防水改修工事			昨年度の課題に対する具体的な改善策	愛媛県内での条例化の動きはなく、具体的な協議は進んでいない。愛媛県人権教育協議会からの要望もあることから、引き続き、検討を進める。			

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	29年度実績	30年度予定	9月末の実績	30年度実績
直接事業費		2,526	1,908	1,020	0	0	1,961	地区別人権・同和教育懇談会		人	1903	1900	943	1765
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0	0							
	県支出金		20	0	0	0	35							
	地方債	0	0	0	0	0	0	各種研修会		人	882	880	415	879
	その他		0	0	0	0	0							
一般財源		2,526	1,888	1,020	0	0	1,926							
職員の人工（にんく）数		1.58	1.45				1.45	オピニオンリーダー養成講座		人	316	320	346	346
1人当たりの人件費単価		8,017	7,982				7,982							
※ 直接事業費＋人件費		15,193	13,482				13,535							
主な実施主体		直接実施（嘱託職員2人を含む。）			実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）									
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	5年間の合計			
						897	895	895	895	895	4,477			
成果指標	指標	各種研修会・学習会への参加人数				単位	⇒	区分年度	29年度	30年度	31年度	目標	毎年度	
	指標設定の考え方	研修会・学習会へ参加することが、人権意識高揚の機会となる				人		目標			3000			
								実績	3101	2990				
	指標で表せない効果	個人の人権意識の変容が、人権が尊重される地域社会につながる事が成果難である												

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)											
事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。	3	合計点が	A	事業成果・工夫した点・事業の苦勞した点・課題	今年度は中予地区人権・同和教育研究協議会の開催地であり、就学前～小・中学校～高等学校の連携をとって授業公開を行った。 地区別人権・同和教育懇談会への子育て世代の参加が少ないことから、双海地区公民館においては、学校区別の開催、小学校の人権教育参観日と合わせた開催に変更した。 オピニオンリーダー養成講座受講と地区別人権・同和教育懇談会へ参加を、新規採用職員の研修に位置づけた。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	4						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4						
	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。	3	合計点が	A	事業の方向性 所属長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国民的課題である問題をはじめとする人権問題の解消は、行政の責務である		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	4						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が	A				
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4						

施 策 を 踏 ま え た 判 断	二 次 判 定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容
------------	------	----------------------

今後の方向性（ACTION）

の 経 最 終 者 判 会 断 議	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	